

議案第101号

石岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月27日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため。

石岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

石岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年石岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を
有する者

第10条第3項第5号中「卒業した者」を「卒業した者(当該学科又は当該
課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。
)」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当
と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正
規定は、平成31年4月1日から施行する。